

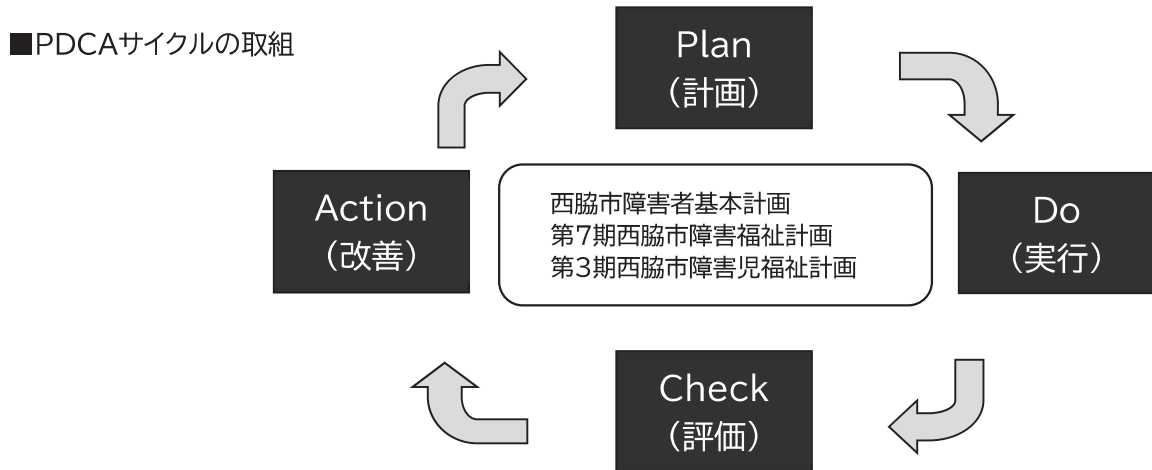
# 第6章 計画の推進

## 1. 計画の推進体制

西脇市障害者地域支援協議会において、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について協議し、関係機関・団体、障害のある人等と連携しながら、計画の推進を図ります。また、庁内においても、関係各課と連携しながら、横断的かつ効果的に施策の実施に努めます。

## 2. 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、計画(Plan:計画)に基づいた事業の実施(Do:実行)、進捗状況及び推進上の課題の把握に努めるとともに、行政内部の評価に加えて、西脇市障害者地域支援協議会において評価(Check:評価)を行い、外部の視点を活用(Action:改善)することにより、効果的なPDCAサイクルを行います。



## 3. 国・県・近隣市町・事業所・地域等との連携

障害のある人や障害のある子どもの施策は、保健、医療、福祉、教育、雇用など、幅広い分野にまたがるものであり、市が主体的に推進していきます。また、広域的に取り組むことにより効果的かつ効率的に実施できるものについては、国及び県の助言を得ながら、近隣市町と連携を進めていきます。

特に、圏域内で共通する課題については、北播磨圏域5市1町で構成する「北播磨障がい福祉ネットワーク会議」等の場を通じて、広域的な連携及び協力を図り、障害福祉サービスの提供基盤の整備に努めます。また、福祉サービスの提供や福祉のまちづくりを進めていくためには、民間企業、医療機関、NPO法人や社会福祉法人等の協力が不可欠であり、各機関との連携の強化を進めます。

少子化や核家族化などにより身近な地域住民が互いに助け合い、思いやりをもって暮らすことができる地域共生社会の実現に向けた取組がより一層求められています。そのため、福祉活動の中核となる社会福祉協議会や各種福祉関連団体との連携を強化するとともに、行政と地域をつなぐ民生委員・児童委員等が地域に密着した活動を行えるように支援します。

